

京都市告示第488号

次の道路の一部区間について、道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を廃止し、同法第48条の13第3項の規定に基づき、歩行者専用道路に指定し、同法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年12月12日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
指定する期日 告示の日
路線名並びに指定する道路の部分

路線名	区間
久世149号線	南区久世大藪町5番地の1地先から 同町1番地の14地先まで

(建設局土木管理部道路明示課)